芝浦工業大学校友会東京総支部規約

第1章 総則

- 第1条 本支部は、芝浦工業大学校友会東京総支部(以下「支部」という。)と称する。
- 第2条 本支部の事務局は、本部事務局内に置く。
- 第3条 東京総支部の下に地域支部を置くことができる。
- 第4条 本支部は、支部会員相互の親睦をはかるとともに、芝浦工業大学校友会並びに 芝浦工業大学の発展に寄与することを目的とする。
- 第5条 この会は、前条の目的達成のために必要な事業を行なう。

第2章 会員

第6条 支部会員は芝浦工業大学校友会会員で、東京都内に居住もしくは勤務する者、 または支部の活動に賛同するものを持って組織する。

第3章 事業

- 第7条 本支部は、第4条の目的達成のために次の事業を行なう。
 - (1) 芝浦工業大学校友会本部との連絡、交流
 - (2) 会員相互の交流、親睦
 - (3) 支部総会の開催
 - (4) その他支部の目的達成のために必要な事業

第4章 役員・幹事

第8条 本支部に次の役員を置く。

支部長1名副支部長若干名事務局長 (会計兼務)1名監查役3名

2) 本支部に幹事を置く

幹 事 若干名

- 第9条 支部長、副支部長、事務局長及び監査役は会員の推薦により支部総会の議決を 持って選出し、幹事は支部長が推薦し支部総会で挙手により承認する。
- 第10条 役員の任期は2ヵ年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第11条 本支部に総会の議を経て顧問若干名を置くことができる。
- 第12条 役員に欠員が生じた場合、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第13条 役員が辞任するときは幹事会の承認を必要とする。
- 第14条 支部長は支部を代表し、これを統括する。
- 第15条 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故ある時はその職務を代行する。
- 第16条 事務局長は校友会本部との連絡、支部内の会計事務及び支部運営上必要な事項 を会務する。
- 第17条 幹事は次の事項を審議決定する。
 - (1) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - (2) 事業計画及び収支予算に関すること。
 - (3) 支部規約の制定及び改廃に関すること。

- (4) 支部規約による役員の選出に関すること。
- (5) その他必要と認めた事項に関すること。
- 第18条 監査役は会計を監査する。また、監査役は他の役員と兼務することが出来ない。

第5章 会議

- 第19条 本支部の会議は総会、役員会、幹事会とする。
- 第20条 総会は、毎年1回開催し、決算及び予算その他の会務について、承認または決議する。ただし、支部長が必要と認め、役員会の議を経たときは、臨時総会を開催することができる。
- 第21条 役員会は、支部長が必要と認めたとき召集し、会務運営のための重要事項を協議する。
 - 2) 役員会の議長は支部長が務める。支部長欠席の場合は他の役員に代わることが 出来る
- 第22条 幹事会は、支部長が必要と認めたとき召集し、会務の運営処理について協議する。
 - 2) 幹事会の議長は幹事の互選により選出する。
- 第23条 総会、役員会、幹事会の議事は、出席者の過半数以上により、これを決議する。
- 第24条 役員会は支部長、副支部長、事務局長、監査役をもって構成し、幹事会は役員及 び幹事をもって構成する。

第6章 会 計

- 第25条 支部の会計は支部会費、本部助成金、寄付金及びその他の収入を以ってこれに 当てる。
- 第26条 この会の会計年度は、毎年4月1日より始まり次年3月31日までとする。ただし、平成18年度の会計年度は、本規約制定の日から次年3月31日までとする
- 第27条 会員の年会費は、2,000円とする。
- 第28条 会費は、会務運営のための事務費、会議費及び本会の目的達成のための事業に 充当する。
- 第29条 支部長は、毎会計年度の決算について、監査役の意見を付して総会に報告し、 承認を得なければならない。

第7章 その他

- 第30条 会員にして支部の目的に著しく違反する行為、若しくは支部の秩序を乱す行為 をする会員については、役員会の裁定により除名することが出来る。
 - 2) 本人の申し出により退会することができる。
- 第31条 会員は、この会の円滑な運営に協力するため、住所変更および改姓その他の事項について変更を生じた場合は事務局に連絡するものとする。
- 第32条 この規約に定めのないことは、別に役員会の議を経て定める。

附則

1. この規約は平成18年11月9日より実施する。